

要領別紙5

県単独森林整備事業

第1 森林整備事業、県単森林災害復旧事業及び「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

1 趣旨

国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備を推進し、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。

2 事業区分等

- (1) 事業区分、事業内容、対象森林及び採択基準等は、別表1に掲げるとおりとする。
- (2) (1)の補助を受けようとする者は、要領別紙1の第2の(4)により、事前計画書(要領別紙1-様式第2号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書(以下「予定調書」という。)に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

3 事業の実施基準

- (1) 森林整備事業の実施に当たっては別表1に定めるもののほか、次の基準によるものとする。

ア 別表1の「簡易作業路開設・補修」を実施する場合、原則として別表3により事業を実施する。

イ 別表1の「森林作業道開設・補修」を実施する場合、原則として「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知。以下「作業道作設指針」という。)に基づく森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした開設及び補修であること。

ウ 事業主体は、森林整備の実施に伴う権限について、あらかじめ森林所有者と交わした同意書などを確認した上で着手する。

ただし、事業主体と森林所有者が同一人格である場合には、この限りでない。

エ 標準単価は、原則として毎年度林務部長(以下「部長」という。)が定める。

オ 補助金額の計算

補助金額を算出するための計算式及び端数処理は、次によるものとする。

(ア) 標準単価が適用できる事業

標準単価×(1+間接費率)×事業量=標準経費(千円未満切捨。)

標準経費×補助率=補助金額(百円未満切捨。以下同じ。)

(イ) 市町村が請負に付して実行した事業

市町村が請負に付して実行した事業は、(ア)により算出した標準経費と実行経費(千円未満切捨。)とのいずれか低い額に補助率を乗じてもとめるものとする。

- (2) 「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業の実施に当たっては、別表1に定めるもののほか、次の基準によるものとする。

ア 事業主体は、森林整備の実施に伴う権限について、あらかじめ森林所有者と交わした同意書などを確認した上で着手する。

ただし、事業主体と森林所有者が同一人格である場合には、この限りでない。

イ 補助金額の算出

(ア) 定額単価は、1ヘクタール当たり19万円とする。

(イ) 補助金額は、定額単価に事業量を乗じて算出する。

(ウ) 補助金額は、100円未満を切り捨てる。

なお、事業を請負に付して実施する場合にあっては、当該補助金額と実行経費とのいずれか低い額を補助するものとする。

4 補助金交付申請

(1) 交付申請書

事業主体は、原則として事業終了後速やかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

ア 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

イ 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する補助金交付申請書(要領別紙5-様式第1号)に提出書類(要領別紙5-様式2号に示すとおり)を添付して行うものとする。

(2) 交付申請書

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

(3) 交付申請関係書類

要領別紙5-様式2号に定めるとおりとする。

(4) 申請書の提出期限

要綱第4第3項に規定する申請書の提出期限は次のとおりとする。

ア 第1回目 4月20日

イ 第2回目 6月20日

ウ 第3回目 8月20日

エ 第4回目 10月20日

オ 第5回目 12月20日

(5) 申請期限の延長

ア 事業主体は次の(イ)又は(ロ)に該当する場合において、12月20日までに第5回目の提出期限の延長を局長に協議(要領別紙1-様式第13号)できるものとする。なお、延長期間は必要最小限とし、最大延長期間は1月31日までとする。

イ 局長は前項に基づき申請期限の延長協議があった場合は、内容を確認し、以下のすべてに該当する場合は申請期限の延長に同意(要領別紙1-様式第14号)するものとする。

(イ) 2月20日までに年度内執行額を部長に報告が可能な場合。

(ロ) やむを得ないと認める場合。

5 補助金の交付

(1) 事業調査

局長は、補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領(以下「調査要領」という。)により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

(2) 補助金の査定

搬出を伴う間伐については、搬出材積集計表において搬出材積を施行面積で除した値に応じた標準単価を適用するものとする。

(3) 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書(以下「復命書」という。)を作成する。

(4) 補助金の算出

局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書(要領別紙1-様式第16号)を作成するものとする。

(5) 補助金の交付及び確定

局長は、前(4)に基づき、申請者に対して規則第6条に規定する交付決定及び第13条に規定する確定を通知(要領別紙5-様式第6号)するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- ア 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。
- イ 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。
- ウ 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
- エ その他局長が必要と認めること。
- オ 局長は、補助金を交付し確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

(6) 市町村等への通知

- ア 局長は、(5)に基づき補助金の交付し確定をしたときは、市町村長に通知(要領別紙5-様式第7号)するものとする。
- イ 森林整備協定造林として補助金の交付及び確定をしたときは、森林整備協定を締結している地方公共団体に結果を通知(要領別紙5-様式第7号)するものとする。
- ウ 森林整備協定造林実施報告書
5の(6)のイの通知のあった地方公共団体は、費用負担が確定した後、局長に森林整備協定造林実施報告書(要領別紙5-様式第8号)を提出するものとする。

6 補助金の請求

事業主体等は、5の(5)の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(要領別紙5-様式第9号)を局長に提出するものとする。

第2 グレースの森創生事業

1 趣旨

山仕事に意欲のあるI・Uターン者及び地域住民等多様な主体の参加を得て行う、森林整備を推進する。

2 事業区分等

- (1) 事業区分、事業内容、対象森林及び採択基準等は、別表1に掲げるとおりとする。
- (2) (1)の補助を受けようとする者は、要領別紙1の第2の(4)により、事前計画書(要領別紙1-様式第2号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書(以下「予定調書」という。)に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

3 事業計画

- (1) 事業主体は、別表1に掲げるグレースの森創生事業を実施しようとするときは、実施計画書(以下「実施計画」という。)(要領別紙5-様式第10号)を作成し、4の(1)に規定する協定を添付の上、地域振興局長(以下、「局長」という。)に提出(要領別紙5-様式第11号)し承認を受ける。
- (2) 局長は、提出された実施計画を審査し、適当と認めるときは、当該計画を承認(要領別紙5-様式第12号)する。
- (3) 局長は、前号で承認した実施計画を部長に報告(要領別紙5-様式第13号)する。
- (4) 実施計画の提出部数は1部とする。

4 事業の実施基準

実施に当たっては、別表1に定めるもののほか、次の基準によるものとする。

- (1) 知事と森林所有者は、森林整備に関する協定を締結し（様式参考第2号）、その期間は、協定を締結した翌年度から起算して10年間とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、公共補助造林事業などと組み合わせて実施するなど、効率的・効果的な執行に努めるものとする。補助金は、別表1に定めるもののほか公共補助事業等の補助残や看板設置等の経費とする。
- (3) 要綱別表の看板等設置事業における看板は、別表2を参考の上設置する。

5 早期着手

- (1) 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。
ただし、4の(1)に規定する森林整備に関する協定の締結が確実と見込まれ、事業主体が局長に対して事業計画をあらかじめ協議済みであり、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。
 - ア 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
 - イ 事業の実施に長期間を有するとき。
 - ウ 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
 - エ 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- (2) 事業主体は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙5－様式第14号）を局長に提出する。
- (3) 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙5－様式第15号）する。
 - ア 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業実施主体が負うこと。
 - イ 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

6 内示

- (1) 部長は、3の(3)に規定する報告があった事業に関して、局長に当該事業に関する補助金額の内示をするものとする。
- (2) 局長は、3の(2)の規定により承認済みの実施計画に基づいて、前項の規定による内示があったときは、予算の範囲内で事業主体に補助金の内示をする。

7 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 6の(2)の規定による内示を受けた事業主体は、速やかに補助金交付申請書（要領別紙5－様式第16号）を局長に提出する。
- (2) 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定（要領別紙5－様式第17号）をする。

8 事業の変更

事業主体は補助金の変更が生じたときは、次の区分ごとに必要な手続きを速やかに行うものとする。

- (1) 重要変更
 - ア 事業主体は、変更（補助金の30パーセントを超える変更に限る。）の必要が生じたときは、速やかに実施計画変更承認申請書（要領別紙5－様式第18号）を局長に提出する。
 - イ 局長は、前号の申請があったときは、部長に協議する。
 - ウ 部長は、変更承認申請が適当と認められる場合は、協議内容に同意する。

(最終改正日 令和6年5月31日)

- エ 局長は、部長の同意があった場合、事業主体に対し、変更を承認（要領別紙5－様式第19号）し、必要があるときは補助金の変更内示をする。
- オ 事業主体は、前号の変更内示があったときは、速やかに変更交付申請書（要領別紙5－様式第20号）を局長に提出する。
- カ 局長は、前号の申請があったときは、補助金の変更交付決定（要領別紙5－様式第21号）をするとともに、速やかに部長に報告するものとする。

(2) 軽微変更

- ア 事業主体は、前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、速やかに変更報告書（要領別紙5－様式第22号）を局長に提出する。
- イ 局長は、前号の提出があった場合は、速やかに部長に報告する。
- ウ 局長は、補助金額の変更が生じた場合は、予算の範囲内で事業主体に変更内示をし、事業主体及び局長は、1の(5)及び(5)に準じて必要な手続きを行うものとする。
- エ なお、現場完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、9に規定する実績報告書によることができる。

9 事業の中止、廃止、完了期限延長

- (1) 事業主体は、要綱第3第7号に規定する事業の中止、廃止をしようとするときは、承認申請書（要領別紙5－様式第23号）は、局長を経由して部長に提出する。
- (2) 部長は、(1)により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。
- (3) 事業主体は、完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙5－様式第24号）を、局長に提出する。
- (4) 局長は、(3)により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認（要領別紙5－様式第25－1号）し、部長に報告（要領別紙5－様式25－2号）する。

10 実績報告書

事業主体は、要綱第5に規定する実績報告書（要領別紙5－様式第26号）を局長に提出する。

11 調査

局長は、実績報告書の提出に伴う実績調査を、要領別紙1 森林環境保全整備事業の第6の2に準じて行う。

12 補助金の確定

- (1) 局長は、10の実績調査結果に基づいて補助金の確定（要領別紙5－様式第27号）をする。
- (2) 局長は、補助金を交付し確定したときは、森林整備補助金交付明細書を部長に提出するものとする。

13 補助金の請求

要綱第6に規定する補助金交付の請求は、補助金交付請求書（要領別紙5－様式第9号）により行うものとし、補助金交付の請求額は補助金の確定額とする。

ただし、概算払の請求額は、出来高に対する補助金相当額の90パーセントを限度とする。

14 繰越

(最終改正日 令和6年5月31日)

(1) 事業主体は、原則として、6の(4)の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

ア 事故繰越

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項の規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3月31日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

イ 明許繰越

地方自治法第213条第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

(2) 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、繰越承認申請書（要領別紙5－様式第28号）を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1月31日までに交付決定されているものについては、1月31日までに局長に提出するものとする。

(3) 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に協議（要領別紙5－様式第29号）するものとする。

(4) 部長は、(3)の規定による協議があったときは、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙5－様式第30号）するものとする。

(5) 局長は(4)の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙5－様式第31号）するものとする。

15 その他

本事業は、寄付金を活用していることから、局長は12の(2)に規定する森林整備補助金交付明細書の提出とは別に、部長が作成する寄付金寄贈者あての活動報告書の作成に協力するものとする。